解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十七日

長野県上田市古里一六二四番地三
医療法人田中整形外科医院
清算人　田中　永子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日大阪府の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十七日

大阪府大東市野崎二丁目九番五〇号
学校法人専應寺学園
清算人　手塚　佳子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十三年五月十七日

奈良県吉野郡吉野町大字喜佐谷三六二番地
財団法人喜佐谷自治会
清算人　山口　力

公益信託佐藤記念癌研究助成基金平成二十二年度決算公告

一、事業概要

吉田清嗣氏他計三名に対し、総額三百万円の助成金支給事業を行った。

二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在

資産合計　三、三七四、五四八円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、三七四、五四八円

平成二十三年五月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託佐藤記念癌研究助成基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

三重県伊勢市二見町西一〇一七番地三五四
破産者　奥村　完司

右の者に対する津地方裁判所伊勢支部平成二十二年（フ）第八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五一、二六二、七二四円

一、配当することのできる金額

金四六八、五六五円

平成二十三年五月十七日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡美瑛町旭町四丁目五番、最後の住所北海道上川郡美瑛町南町四丁目四番一八号慈光園
被相続人　亡　千田　ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

北海道旭川市住吉四条二丁目六番一三号
相続財産管理人　上村　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字小敷谷八八〇番地二五、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字用土五四三七番地二三
被相続人　亡　寺田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所
相続財産管理人弁護士　山下三佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市片岡町二丁目一八番地三、最後の住所千葉県船橋市小室町九〇四番地Ａ－四棟一〇〇七号
被相続人　亡　小新井義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階牧野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　牧野　房江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿六丁目八六番地、最後の住所東京都中野区大和町二丁目二五番二号
被相続人　亡　岡部　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四－八一〇号山口雅主法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市町屋町五九六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渡邉　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

新潟県上越市本町三丁目二番一八号本町三丁目振興組合会館二階
相続財産管理人　司法書士　吉田　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市山中温泉薬師町ム二番地、最後の住所石川県加賀市山中温泉東町一丁目ホ一七番地一
被相続人　亡　山田　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

事務所石川県小松市小馬出町二七番地六丸ビル二階　やすらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高見健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市錦町一丁目二七番地、最後の住所岐阜県多治見市三笠町三丁目六番地
被相続人　亡　伊藤　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

事務所岐阜県多治見市大日町八六番地
加藤・柳生法務総合事務所
相続財産管理人　司法書士　柳生　唱一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市東前一丁目七五番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田中　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

岐阜市泉町四一番地富士火災岐阜ビル一階
ティアレ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芝　英則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区深井畑山町二四〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宰務　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

堺市堺区熊野町東四丁四番一九号平成ビル六〇二号
相続財産管理人　福岡　勇